

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 986 号（諮問第 1654 号）

件名：訴訟代理人弁護士委任契約書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 2 月 15 日及び同年 3 月 11 日

2 原処分

令和 3 年 3 月 31 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示決定をした。

3 審査請求

令和 3 年 4 月 1 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 6 月 29 日

5 答申

令和 3 年 11 月 30 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、以下のとおりと解される。

ア 請求 1 については、教育委員会が顧問弁護士に法務相談を行った事案のうち、その事案について訴訟提起され、法務相談を行った顧問弁護士と同じ弁護士が訴訟代理人弁護士であった訴訟事案について、平成 29 年 4 月 1 日から開示請求日である令和 3 年 2 月 15 日までの間に、教育委員会が作成又は取得した当該訴訟代理人弁護士への委任契約書全て。

イ 請求 2 については、当該訴訟事案に係る訴訟代理人弁護士への委任に関する決裁文書一式並びに当該訴訟事案を顧問弁護士に法務相談したと

きに作成した相談依頼書、相談結果報告書及び相談事項処理状況報告書（以下「法務相談関係文書」という。）で、教育委員会が作成又は取得したものの。

(3) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、教育委員会では、訴訟提起があった場合、弁護士に委任して対応しているため、同一案件について別途法務相談を行うことはないが、法務相談を行った事案について、その後、訴訟が提起される可能性はあり得るため、請求対象文書の有無を、法務相談事務及び訴訟代理人弁護士の委任に関する事務を所管する教育委員会管理部教職員課（以下「教職員課」という。）において確認したとのことである。

実施機関によれば、当時、教職員課では、法務相談関係文書の保存期間について愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成28年愛知県教育委員会教育長訓令第1号）に基づき1年保存と指定していたため、審査請求人からの開示請求時点では、平成30年度以前の法務相談関係文書については廃棄済みであったとのことである。このため、教職員課が開示請求日時点で保管していた平成31年度及び令和2年度の法務相談関係文書と訴訟代理人弁護士の委任に関する決裁文書を照らし合わせて確認したところ、平成31年度及び令和2年度において、同一の弁護士に法務相談及び訴訟委任を行った事案は存在しなかったとのことである。

さらに、平成30年度以前における当該事案の有無については、教職員課では確認できなかったことから、平成29年度以降に提起された訴訟の主務課に対しても当該事案の有無について確認したが、そのような事案は存在しなかったとのことである。

当審査会において、教職員課が訴訟事案の主務課に対して当該事案の有無について確認した際の電子メール及び添付ファイルの内容を確認したところ、各主務課が保存している訴訟関係書類等を確認し、添付ファイルに記載されている平成29年度以降の訴訟事件について、法務相談があったことが分かる書類の有無を確認して教職員課に連絡するように依頼がなされており、その調査の方法が、特段不十分であったとは認められない。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

- 請求 1 顧問弁護士として法務相談を受けた事案について、同じ事案が訴訟提起された場合に相談を受けた顧問弁護士と同じ弁護士が訴訟代理人弁護士となったことが有る事案。その事案が有った場合の、訴訟代理人弁護士委任契約書、全て。平成 29、30、31、令和 2 年度（今日まで）分。（以前、顧問弁護士法務相談が有ったのは、平成 31 年度は 13 件だった。）
- 請求 2 令和 3 年 2 月 15 日付で、「顧問弁護士として法務相談を受けた事案について、同じ事案が訴訟提起された場合に相談を受けた顧問弁護士と同じ弁護士が訴訟代理人弁護士となったことが有る事案。その事案が有った場合の、訴訟代理人弁護士委任契約書、全て。平成 29、30、31、令和 2 年度（今日まで）分。（以前、顧問弁護士法務相談が有ったのは、平成 31 年度は 13 件だった。）」と開示請求したが、今回請求は、その該当事案全ての、委任の決裁文書一式、顧問弁護士相談時の相談依頼書、相談結果報告書、処理状況報告書。